

平成16.4.1 制定

改正 平成17.4.1 平成17.11.16

平成18.4.1 平成19.4.1

平成19.7.18 平成20.4.1

平成22.4.1 平成25.4.1

平成27.4.1 平成30.4.1

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 群馬大学教育学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本学部は、新しい時代の学校教育を担う教員、中でも小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成することを主な目的とし、豊かな教養と優れた人格、幅広い実践的な能力を十分に備えた人材を育成する。

第2章 課 程

(系及び専攻)

第3条 本学部に置く課程の系及び専攻は、次のとおりとする。

課 程	系	専 攻
学校教育教員養成課程	文化・社会	国語，社会，英語
	自然・情報	数学，理科，技術
	芸術・表現	音楽，美術
	生活・健康	家政，保健体育
	教育人間科学	教育，教育心理，障害児教育

第3章 履 修

(授業科目等の公示)

第4条 各学期に開設する授業科目（授業題目を含む。以下同じ。），単位，授業内容，授業時間割表及び教員等については，学年の初めに公示する。

(履 修 要 件)

第5条 本学部学生は，教養教育科目及び専門教育科目について，別表第1に定めるところに従い所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び履修方法)

第6条 教養教育科目及び専門教育科目の履修方法については，別表第2から別表第3ま

でに定めるところによる。

(単位の計算方法)

第7条 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。なお、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合についても同様とする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育実習事前事後学習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修の認定)

第8条 学則第42条の規定により、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学部で修得したものとみなす場合、その成績は、学則第39条第1項に規定する評語以外の認定とする。

2 学則第43条の規定により、学生が本学に入学する前に本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなす場合、本学において修得した単位以外の成績は、学則第39条第1項に規定する評語以外の認定とする。

(授業科目の届出)

第9条 本学部学生は、各学期の定められた期間に、履修しようとする授業科目を学部長に提出しなければならない。

2 本学部と協定している他大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該大学の長又は学部長等の許可を得なければならない。

(履修登録)

第10条 一の学期に履修登録できる単位数は、教育実習及び卒業研究等を除いて30単位以内を原則とする。

(教育実習)

第11条 教育実習は、本学部附属学校及び協力学校で実施する。

2 教育実習については、別に定める。

(卒業研究)

第12条 卒業研究の履修については、別に定める。

第4章 試験

(科目試験)

第13条 試験を受けることのできる授業科目は、第8条により届け出たものに限る。ただし、平常の出席状況を考慮して受験を許可しないことがある。

(単位の取消)

第14条 いったん取得した授業科目の単位は、取り消すことができない。

(再試験)

第15条 不合格となった授業科目について単位を取得しようとするときには、次の学期以

降に改めて履修し、試験を受けなければならない。

(追 試 験)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって、試験を受けることができなかった場合は、追試験を願い出ることができる。

2 追試験を受けようとする者は、受験できなかった授業科目の試験施行の日から2週間以内に、次の書類を添えて学部長に願い出なければならない。

(1) 病気による者は、医師の診断書

(2) その他の理由による者は、その証明書

3 理由が正当と認められた者には、試験終了後から次の学期開始後1月以内までの間に追試験を行う。ただし、卒業年次の最終学期については、次の学期を待たずに行う。

第5章 転専攻及び留学

(転 専 攻)

第17条 所定の手続により願い出た者について、選考の上、教授会の議を経て許可する。

2 前項の手続については、別に定める。

(留 学)

第18条 第8条の規定に基づき外国の大学に留学しようとする者は、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に算入することができる。

3 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要事項は、別に定める。

第6章 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び聴講生

(特別聴講学生)

第19条 学則第58条に定める特別聴講学生に関しては、別に定める。

(科目等履修生)

第20条 学則第59条に定める科目等履修生に関しては、別に定める。

(研 究 生)

第21条 学則第60条に定める研究生に関しては、別に定める。

(聴 講 生)

第22条 学則第61条に定める聴講生に関しては、別に定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第23条 本学部において一定の単位を修得した者が交付申請できる免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

第8章 教務・学生支援

(教 務)

第24条 本学部の学生の教務に関する事項は、教務委員会において処理する。

(学 生 支 援)

第25条 本学部の学生支援に関する事項は、学生支援委員会において処理する。

2 学生の個別の指導は、主として学生指導担任がこれに当たる。

第9章 改 廃

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3-4及び第3-5は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1 改正後の別表第3-2は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

科 目		卒業に必要な単位数					
教養教育科目	教養基盤科目 (学士力育成)	学びのリテラシー(1)	2				
		学びのリテラシー(2)	2				
		英語	4				
		スポーツ・健康	3				
		情報	2				
	教養育成科目	人文科学科目群	2以上	18			
		社会科学科目群	4以上				
		自然科学科目群	2以上				
		健康科学科目群	2以上				
		外国語教養科目群	4以上				
		総合科目群	2以上				
	小 計		31				
履修コース		小1・中2	中1・小2	特1・小2	特1・中2	教育・教育心理 小1	
専門教育 目	教科専門科目	初等科科目 (小学校教科専門科目)	13~15	7	7	—	15
		専攻教科科目 (中学校教科専門科目)	15	30	—	15	—
	教職専門科目	57	55	38~40	30~32	47~49	
	総合的・実践的専門科目 (教科又は教職)	8	8	8	8	8	
	障害児教育専門科目	2	2	34	34	2	
	教育学・教育心理学専門科目	—	—	—	—	20	
	選択科目	6~8	1	14~16	14~16	9~11	
	卒業研究	5	5	5	5	5	
合 計		139	139	139	139	139	

(注1) 障害児教育，教育・教育心理専攻以外の専攻は，「小1・中2」又は「中1・小2」のコースを履修する。

(注2) 障害児教育専攻は，「特1・小2」又は「特1・中2」のコースを履修する。

別表第2（第6条関係）

教養教育科目

科目区分	授業科目	卒業に必要な単位数	履修年次	備 考	
教養基盤科目 (学士力育成)	学びのリテラシー（1）	2	1年		
	学びのリテラシー（2）	2	1年		
	英語	4	1・2年	1年次2単位必修 2年次2単位必修	
	スポーツ・健康	3	1年		
	情報	2	1年		
教養育成科目	人文科学科目群	2以上	18	1年	
	社会科学科目群	4以上		1年	「日本国憲法」2単位（必修）を含む。
	自然科学科目群	2以上		1年	
	健康科学科目群	2以上		1年	
	外国語教養科目群	4以上		1～4年	選択英語・選択ドイツ語以外の1言語4単位必修。 ただし、自然・情報系及び教育人間科学系は2単位まで選択英語で代替することができる。 なお、選択英語・選択ドイツ語以外の外国語は同一の教員が担当する授業題目を通年で履修すること。
	総合科目群	2以上	1～4年		
合 計		31			

別表第3-1 (第6条関係)

初等科科目(小学校教科専門科目)

科 目	卒 業 必 要 単 位		備 考
	小 学 校 一 種	小 学 校 二 種	
A 初等科国語 初等科社会	1 3) 1 5	7	小学校一種については、自専攻以外の全科目を修得すること。 小学校二種については、自専攻以外の科目をA～Cの3領域から各2単位、D領域から1単位、計7単位を修得すること。
B 初等科数学 初等科理科			
C 初等科家庭 初等科生活			
D 初等科音楽 初等科図画工作 初等科体育			

別表第3-2（第6条関係）
専攻教科科目

専攻	科 目	中学校教諭一種免許	中学校教諭二種免許	備 考
		卒業必要最低単位数	卒業必要最低単位数	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	8	5	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する専攻の修めなければならない科目 ・特許にされたこと ・履修方法について ・履修前に確認すること
	国文学（国文学史を含む。）	8	5	
	漢文学	3	3	
	書道（書写を中心とする。）	3	2	
社会	日本史及び外国史	6	2	<ul style="list-style-type: none"> ・履修前に確認すること
	地理学（地誌を含む。）	6	2	
	法律学，政治学	2	2	
	社会学，経済学	2	2	
数学	代数学	6	2	<ul style="list-style-type: none"> ・履修前に確認すること
	幾何学	6	2	
	解析学	6	2	
	確率論，統計学	2	2	
理科	物理学	6	2	<ul style="list-style-type: none"> ※1 残り2単位の物理実験B，化学実験B，地学実験Bから修得すること。 ※2 残り3単位の物理実験B，化学実験B，地学実験Bから修得すること。
	物理学実験	1	1	
	化学	6	2	
	化学実験	1	1	
音楽	ソルフェージュ	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・履修前に確認すること
	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	4	2	
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	6	3	
	指揮法	2	1	
音楽	音楽理論	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・履修前に確認すること
	作曲法（編曲法を含む。）	1	1	
	音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2	2	

美術	素描	1	30	1	15
	彩画（映像メディア表現を含む）	2		1	
	彫刻	2		1	
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	2		1	
	工芸	2		1	
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2			
保健体育	体育実技	12	30	3	15
	体育原理	3		2	
	体育心理学，体育経営管理学， 体育社会学，体育史	3		2	
	運動学（運動方法学を含む。）	3		2	
	生理学（運動生理学を含む。）	3		2	
	衛生学及び公衆衛生学	3		2	
	学校保健（小児保健，精神保健， 学校安全及び救急処置を含む。）	3		2	
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）	4	30	2	15
	金属加工（製図及び実習を含む。）	3		1	
	機械（実習を含む。）	3		2	
	電気（実習を含む。）	3		2	
	栽培（実習を含む。）	3		1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	4		2	
家政	家庭経営学（家族関係学及び 家庭経済学を含む。）	4	30	2	15
	被服学（被服制作実習を含む。）	5		2	
	食物学（栄養学，食品学及び 調理実習を含む。）	5		2	
	住居学	4		2	
	保育学（実習を含む。）	2		2	
英語	英語学	8	30	4	15
	英米文学	8		4	
	英語コミュニケーション	8		4	
	異文化理解	4		2	

別表第3-3 (第6条関係)

教育専攻及び教育心理専攻における教育学・教育心理学関係科目

専攻	履修コース 科目	教育・教育心理 小1
		卒業必要単位
教育	教育学関係科目	20
教育心理	教育心理学関係科目	20

別表第3-4 (第6条関係)

教職専門科目

教職 に関する科目	卒業必要単位					
	小1・中2	中1・小2	特1・小2	特1・中2	教育・教育心理 小1	
教職の意義等	2	2	2	2	2	
教育の基礎理論	6	6	6	6	6	
小学校教科指導法	18(注1)	12(注2)	12(注2)	—	18(注1)	
中学校教科指導法	2	6	—	2	—	
道徳の指導法	4	4	2	2	2	
特別活動の指導法	2	2	1~2	1~2	1~2	
教育の方法及び技術	2	2	1~2	1~2	1~2	
教育課程の意義(中等)	2	2	—	2	—	
児童・生徒指導 教育カウンセリング	} 6	} 6	2 2	2 2	2 2	
教職実践演習(教諭)	2	2	2	2	2	
教育 実習	教育現場体験学習	1	1	1	1	1
	授業実践基礎学習	1	1	1	1	1
	教育実習事前事後学習	1	1	1	1	1
	教育実習	8	8	5(注3)	5(注3)	8

(注1) 小学校の全教科(9教科)の指導法について履修すること。

(注2) 小学校の6教科の指導法(音楽, 図画工作, 体育の指導法のうち2以上を含む。)について履修すること。

(注3) この他に特別支援学校における教育実習6単位が加わる。

別表第3-5 (第6条関係)

総合的・実践的専門科目(教科又は教職に関する科目)

教科又は 教職に関する科目		履修コース		卒業必要単位	
				全コース	
総合探求 科目 (教職科目 に準ずる 科目)	国際化研究 日本文化研究 地域郷土研究 共生・福祉研究 環境研究 情報化研究 健康・生活研究	1以上		7	
実践的指導 力及び教育 基礎の科目 (教職科目 に準ずる 科目)	カウンセリング演習 キャリア開発論 授業実践研究 学附連携実践教育論 子ども研究 現代教育問題研究	3以上			
体験的科目 (教職科目 に準ずる 科目)	フレンドシップ 介護体験 野外体験			1	

別表第3-6 (第6条関係)

「小1・中2コース」、「中1・小2コース」、「教育・教育心理 小1コース」における障害児
教育専門科目

科 目	学校教育教員養成課程	
	卒業必要単位	
特別支援教育概説	2	

別表第3-7（第6条関係）

「特1・小2コース」又は「特1・中2コース」における障害児教育専門科目

科 目	卒業必要単位	備 考
特別支援教育の基礎理論	2	各特別支援教育領域 の必要単位は、別に定 める。
特別支援教育領域	16	
免許状に定めることとなる特 別支援教育領域以外の領域	6	
障害児教育実習	6	

別表第4（第23条関係）

課 程	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
	中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽， 美術，保健体育，技術，家庭， 英語
	高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学， 理科，音楽，美術，保健体育， 家庭，情報，工業，英語
	特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，知的障害者，肢体不 自由者，病弱者
	幼稚園教諭一種免許状	